

穂豊帆 21

第213号

[hohoho 21]

山形市農業委員会

〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 (内線773)



～地域探訪～ 出羽地区



明治29年「山形県立農事試験場」として漆山尋常小学校の北側に創設された。明治42年山形市の三日町に移転(現在は山形市みのりが丘に再移転)するまでの13年間、水稻をはじめ基幹作目の栽培や試験に取り組み、県下の農事センターとして、農業の向上に大きな役割を果たした。

敷地は、宅地のほか陣屋跡の西方に田及び畑地・果樹園など約6,300坪にのぼり、移転の頃は約8,000坪あったという。

(「出羽の今昔」より引用)

伊東原重ね塔(層塔)

JR南出羽駅から十文字に向かう農道を約500mいったところに、伊東原重ね塔の標柱が立っている。その北方30mくらい入った畑の中に二基の塔がある。五輪の塔とよく間違われるがこれは別の層塔である。高さ2m30cm、幅70cmどちらも三面に佛体が刻されており、「出羽村の変遷史」によれば鎌倉期以前のもので記されている。また、河上神社の由緒・沿革書によれば鎌倉時代の建造物とあり、いずれか定かではない。

羽州街道が開通する以前、南北の道路はここを通り、清池の真砂の井戸から天童北目に通じていたといわれる。

(「出羽の今昔」より引用)

● 農業委員会の活動報告

- * 山形市長へ農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を提出 3 P
- * 特集「農地利用最適化推進委員の業務」... 2 P / 5 P
- * 農業委員・農地利用最適化推進委員になって思うこと
農地パトロールの報告 4 P

● 地域情報

- * みんなの広場(鈴川地区 奥山 大志さん) 4 P

● お知らせ

- * 許可等日程のお知らせ 6 P
- * 収入保険について 6 P
- * 農地を農地以外に利用するときは
手続きが必要です 6 P

農地利用最適化推進委員とは

担当区域内の農地等の利用の最適化の推進^{※1}のための現場活動を行うため、農業委員会等に関する法律の改正に伴い新設された特別地方公務員です。山形市農業委員会では平成29年7月から農業委員と連携し業務を行っています。

※1 農地等の利用の最適化の推進とは

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化
- 2 遊休農地の発生防止・解消
- 3 新規参入の促進

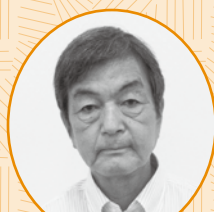
第4担当区域

5名

鈴川、楯山、高瀬、山寺



【鈴川】
三澤 孝司



【楯山】
森谷 正美



【高瀬】
石山 広義



【高瀬】
斎藤 祐治



【山寺】
柏倉 傳右工門

第1担当区域

7名

旧市、南沼原、飯塚、
榎沢、滝山、東沢



【旧市】
川村 栄介



【南沼原】
朝倉 克昭



【飯塚】
清水 利光



【榎沢】
岡崎 良一



【滝山】
石沢 覚



【滝山】
三浦 覚



【東沢】
後藤 英治



これまでの農地利用最適化推進委員の活動実績など

- 担当区域内の農地パトロール(毎月)
- 遊休農地パトロール、意向調査
- 人・農地プランの話し合い
- 担い手への農地集積、集約化の推進
- 地区別農政懇談会
- 食農交流事業
- 山形市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する協議

農地等の利用の最適化の推進は、農業委員・農地利用最適化推進委員の共通業務です

山形市長へ 農地等利用最適化推進施策 等に関する意見書を提出

山形市農業委員会では、昨年度市内全21地区において開催された農政懇談会での意見や課題等を集約し、農業委員会において検討を重ね意見書にまとめました。令和3年10月6日、大築義雅会長をはじめとする農業委員の代表が佐藤孝弘市長へ意見書を手渡し、その内容について意見交換を行いました。

意見書の内容は次のとおりです。

1 気象災害に強い果樹産地強化対策の推進について

近年、冬から早春にかけての凍霜害、夏季の35℃を超える連日の猛暑など異常気象が頻発し、安定的な果樹生産が阻害され、年々の作柄に悪影響を及ぼしています。特に、今年4月の降霜によりさくらんぼやりんご、柿、西洋梨など幅広い樹種に深刻な被害をもたらしました。県が発表した7月30日時点の降霜による被害は30市町村で約129億8千万円にのぼり、今後各作物の収穫期が近づくにつれ、被害額が一層拡大することが懸念されています。今後このような被害が続くとなればおしい

い果物を安定供給し、ふるさと納税の返礼品としても人気を得ている山形市のイメージ、信用を損なうことになりかねません。このような急激な気象の変化にあっても、果樹の安定的な作況や品質を維持し、産地としての責務を果たしていくためには、多様な気象条件に適切に対応していく生産者個人個人の技術対策が求められます。

ついては、防霜対策等のための施設整備や燃焼資材（ロックウールや灯油など）に対する山形市独自の補助制度を導入するとともに、意欲ある農業者に対しては組織を要件とせず個人でも申請できる体制を早急に検討されたい。

2 有害鳥獣対策について

中山間地域や里山近郊の農地において、野生鳥獣による農作物被害が拡大しています。特に、近年はイノシシによる被害が激増している中、イノシシの捕獲頭数は、鳥獣被害対策実施隊の取り組みにより増えているものの、生息域は拡大しているのが現状です。このようななか農作物被害や生産者の営農意欲の低下を回避するため、捕獲による個体調整と合わせて被害対策をさらに強化する必要があります。

現在、被害対策として、広域的なワイヤーメッシュ防護柵設置の有効性が実証されています。ついては、防護柵の設置は極めて公益性の高い取り組みでもあることから、資材の無償提供の全額助成を検討されたい。あわせて、電気柵の助成金についても、県及び市の助成割合を引き上げること検討されたい。

3 親元就農支援事業（交付金）について

県が実施した令和2年度新規就農者動向調査によると、ここ1年間の新規就農者は353人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多となりました。一方、女性就農者が平成29年度から連続して減少しております。

また、雇用就農者も減少に転じており、新規就農者数の伸びに頭打ち傾向がみられています。現在、農業就業人口は減少の一途をたどっており、農業従事者の確保のためには現状にあった施策を早急に実施する必要性に迫られています。

ついては、新規就農者の確保および育成、定着を図るため山形市独自の「親元就農支援交付金」制度の創設を要望いたします。提案する「親元就農支援交付金」制度の創設は、国と山形

市が実施する経営継承・発展等支援事業において市内農業者からの申請がない状況を踏まえたものとなります。親元就農は、経営資源、農業技術の継承、販路の確保、地域での認知性など新規参入者にはない優位性を有し、自立性、定着性が高いことも実証され、若い後継者を確実に育成していく手段として効果的です。

ついては、コロナ禍で親世代の農業経営の不安定さが増すなか、安心して就農が図られるよう、農業次世代人材投資資金の対象とならない、認定農業者等の子または孫を対象とした年間150万円（3年間）の「親元就農支援交付金」の創設を検討されたい。



農業委員・農地利用最適化推進 委員になって思うこと

農地パトロール報告

○西山形地区

当地区は、平坦地と中山間地が混在しており、遊休農地の多くは中山間地にあります。

年々、耕作者及び農地所有者の高齢化や、有害鳥獣の被害により遊休農地化や荒廃が進んでいます。また、所有者が自分の農地の所在を把握していなかった事案も見受けられました。そのような方には場所を説明して遊休農地や荒廃農地にならないよう草刈りなどの保全管理をお願いしています。

また、農地へ行くための接道も荒廃していて、車の通行が不可能になり、ますます遊休農地化が進んでいきます。過去の植林により山林化している農地については、周囲の農地に影響がないことを確認したうえで、地目変更の条件なども所有者に説明しました。

今回、農地パトロールを実施して遊休農地の解消と発生防止を図ることは、農地所有者や関係者だけではなく、地域の方々との協力も必要なのではないかと感じました。

(農地利用最適化推進委員

中村 文司郎)

○滝山地区

当地区では、前任の農地利用最適化推進委員にもご協力いただき、それぞれ担当地区を分担して農地パトロールを実施しています。今回は、前回未解消となった農地を中心に調査実施しました。

私にとつては二年目の農地パトロールとなり、活動にも少しずつ慣れてきました。私の担当する西蔵王地区は遊休農地の多くが山間部に点在しています。手持ちの地図は地番と符合しない場所も多く、地図での確認は困難でした。この点は改良の余地があると感じました。

訪問先での話題は有害鳥獣の被害拡大と深刻化です。イノシシ、サルなどの被害は増加の一途であり、被害地域も山間部から平野部へと拡大しつつあります。西蔵王地区では農家の高齢化が進む一方、野菜農家を中心に新規就農や移住者も少しずつ増え始めています。そうした農家と遊休農地をマッチングし、大規模集約化を進める為にも、有害鳥獣対策の重要性を強く感じる農地パトロールとなりました。

(農地利用最適化推進委員

石沢 覚)



みんなの広場

「苦手克服」

鈴川地区 奥山 大志さん

私は鈴川地区で、つや姫、雪若丸、はえぬぎ、ニラ、枝豆、ほうれん草、小松菜など、稲作と葉物野菜を栽培している農家です。8年前から農業を始め、現在は耕作農地の拡大や、新たな品目の野菜栽培に取り組んでいます。

一方家庭では、3歳の娘と1歳半の息子が産まれ、公私共に充実した生活を送っています。そんな中、常に頭を悩ませていることがあります。子どもの野菜嫌いについてです。1歳半の息子は何でもバクバク食べてくれるのですが、問題は娘。比較的根菜類は食べてくれますが、肝心の葉物野菜は食べてくれません。そこで私は3つの作戦を考えました。

作戦1、パパが育てた野菜だよ。と教えてあげる。パパが育てた野菜と知れば興味を持ってくれるだろうと狙い、早速やってみました。一口食べてから「おいしい。」と言ってくれました。よしっ食べた!と思っただのも束の間、その食事では2度と食べてはくれませんでした。3歳にして付度するとは…。娘の成長を感じましたが作戦失敗。**作戦2**、野菜を育てるままごと遊びをする。好きな遊びに取り入れて、興味を持ってもらうことが狙い。流れは、種をまく。水をかける。一晩寝る(一瞬)。朝になって起きる。芽が出ている。といった感じでした。これは気に入っていて今でもほぼ毎日のように遊んでいます。しかし、野菜嫌い克服には何の効果もありませんでした。大失敗。**作戦3**、分らない様に好きな食べ物に混ぜる。食べられたことに自信を持ち抵抗感をなくすことが狙い。妻の協力で、みじん切りにした野菜をカレーやハンバーグに入れてもらいました。すると、苦手な野菜が入っているとも知らず、バクバク食べてくれました。食べ終わった後、「実はこの野菜が入っていたんだよ。よく食べれたね。」と褒めてあげました。娘は驚いた後、ニコツとした表情を浮かべ自信をつけた様子です。しかしその後、見た目がそのままの野菜を見ると、なかなか食べてくれません。これも失敗。以前に比べればほんの少し食べてくれるようになりましたが、苦手克服とは程遠いものです。

私自身、現在はほとんど苦手な食べ物はありませんが、子どもの頃はたくさんあった気がします。娘にも少しずついいので苦手が好きに変わって欲しいです。特に葉物野菜!葉物野菜を育てる父親と、葉物野菜が苦手な娘の戦いは続きますが、焦らず気長に子ども達の成長を見守っていこうと思います。

農地の相談は、まずは農地利用最適化推進委員へ

農地等の利用の最適化の推進に関する相談

市内全21地区に24名の農地利用最適化推進委員が委嘱されています。次のような相談がある方は、あなたの地区の農地利用最適化推進委員までお願いします。



- ・ 経営の規模を拡大したい
- ・ 農地をまとめて、作業の効率化を図りたい
- ・ 農地を売りたい、貸したい（買いたい、借りたい）
- ・ 耕作が困難になってきた
- ・ 隣接の農地が遊休化して困っている
- ・ 農業に興味を持っている人を知っている など

第3担当区域 5名

大郷、明治、出羽
金井、千歳



【大郷】
丹野 菊男



【明治】
野口 明宏



【出羽】
鈴木 徳一



【金井】
池野 伸幸



【千歳】
會田 孝征



【蔵王】
佐藤 光作



【蔵王】
佐藤 安広



【南山形】
本沢 喜美夫



【本沢】
鈴木 利美

第2担当区域 7名

蔵王、南山形、本沢
西山形、村木沢、大曾根



【西山形】
中村 文司郎



【村木沢】
齊藤 稔



【大曾根】
渡邊 祐助

委員の定数、任期 平成29年7月新設

農地利用最適化推進委員 24名

現在の農地利用最適化推進委員の任期は、令和5年7月19日まで

令和3年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
1月	12月20日(月)～24日(金)	1月13日(木)
2月	1月20日(木)～25日(火)	2月14日(月)
3月	2月21日(月)～25日(金)	3月14日(月)



※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局（電話 023-641-1212 内線 775・776）

◎訂正のお知らせ
令和3年8月、第212号表紙の右上写真「釈迦堂公園周辺」は、「釈迦堂河畔広場周辺」の誤りです。お詫びして訂正いたします。

農家の皆様へ

「収入保険」にご加入ください

継続手続きが便利に！
インターネット申請も
スタート！！

「収入保険」は、全ての農産物を対象に、自然災害に加え、市場価格の低下、病気や怪我、新型コロナウイルスの影響なども含めた、経営努力では避けられない「収入減少を広く補償する」新しい農業保険です。山形県農業共済組合では、令和4年産の補償に向けた加入申請を随時受け付けています。

- ◆ 対象 / 青色申告を行っている農業者
- ◆ 期限 / 継続加入者は11月末まで 新規加入者は12月末まで
- ◆ 照会・申請先 / 山形県農業共済組合（NOSA | 山形）

電話 023-665-4700



農地を農地以外に利用するときは 手続きが必要です！

建物、駐車場等にする場合だけではなく、資材置場や一時的に現場事務所、駐車場に利用などの場合も農業委員会の許可や届出が必要です。

※農地法で「許可を得ないでした行為は、その効力を生じない」と規定されており、許可を得ない農地の契約は効力がありません。

注意点

- ①農地ではないと思っていたら違っていたということのないように地目が田・畑・樹園地でないか確認しましょう。
- ②申請中の苦情や諸々のトラブルを避けるため、隣接地や周囲の方に説明し理解を得るようにしましょう。

令和3年10月2日より山形県の最低賃金は1時間あたり822円になりました。農業賃金を決める際はご注意ください。
山形市のホームページに、「令和3年度農作業賃金・機械利用料金標準」を掲載していただきますので活用ください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症が収束を迎えてきておりますが、この夏は三密を避けるため、川の水に触れ、土を掘り、火を熾して自然の中で過ごすキャンプが大流行だったそうです。若い人達にも自然と関わる良い機会だったのではないのでしょうか。「逆に密になっていない」との話もありましたが…。
自然の中で過ごすと言えば、亡くなった父が「ちっちゃい時から土なめでつど、病気なんかならねんだ。」と言って、娘達を畑に連れ出し土遊びをさせていたことを思い出します。その甲斐あってか元気がいっぱいになり、小中高校と皆勤することが出来ました。
また、私の周りで土と共生している農家の人が、新型コロナウイルスに感染したという話はまだ聞こえてきていません。我々農家の特権である、「自然の中で土を耕し汗を流しながら作物を育て、自分達が食する」という世間からは贅沢と評されていることや、「地域のコミュニティの活性化に向けて自然と対峙しながら活動して行くことは、健康維持に向けてとても大切なことなのではないでしょうか。」
(編集委員 高橋 徳郎)

